

共済組合 使用欄	決裁欄	課長	係長	係員							
	種別		計算式				支給決定額				
	弔慰金 家族弔慰金		(標準報酬月額) × $\frac{1.0}{0.7}$ = 円								

弔慰金（家族弔慰金）請求書

組合員 (請求者) 記載欄	組合員証	記号	番号	組合員氏名								
	所属名称	局 区 課										
	給料	標準報酬月額（短期等級・金額）				級 円						
市区町村長又は警察署長の証明欄	死亡者氏名					死亡者生年月日	昭和	年	月	日		
	性別	組合員との続柄				死亡年月日	平成	年	月	日		
	死亡場所											
	死亡原因及びその状況											
	非常災害により死亡したことを証明します。							平成	年	月	日	
組合員 (請求者) 記載欄	上記のとおり請求します。		組合員（請求者） 名義の 振込先金融機関名		普通	銀行	支店					
	横浜市職員共済組合理事長 様					口座番号						
	平成 年 月 日		住所		組合員 氏名		Ⓜ					
		又は請求者				連絡先（電話番号）						
担当共済課 記載欄	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。											
	平成 年 月 日			所属所長 または 職務代決者		職名						
	共済組合事務担当課決裁欄					氏名		Ⓜ				
課長			係長		係員							

【注意】弔慰金を請求する場合は、遺族の順位を証明する書類その他の添付資料が必要となります。★職員共済ガイド【弔事と遺族のために（災害）弔慰金・（災害）家族弔慰金】を参照